### 鳥取県重度障がい児者利用施設基盤整備事業補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県重度障がい児者利用施設基盤整備事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、「重度障がい児者」とは、鳥取県重度障がい児者支援事業 実施要綱(平成26年3月27日付第201300204114号鳥取県福祉保健部 長通知。)第2条に掲げるものをいう。

#### (交付目的)

第3条 本補助金は、重度障がい児者を受入れる社会福祉法人等が行なう施設整備に対して 助成を行うことにより、重度障がい児者の受け入れ先の確保及び保護者の負担、不安を軽減すること並びに重度障がい児者の支援体制の充実を図ることを目的として交付する。

#### (補助金の交付)

- 第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、別表の第3欄に掲げる額から別表の第4欄に掲げる額を減じて算出する別表の第5欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額に第6欄に定める率を乗じて得た額以下とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

## (交付申請の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行なわなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ 様式第1号及び様式第2号によるものとする。

#### (交付決定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

#### (承認を要しない変更)

- 第7条 規則12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額及び2割を超える減額以外の変更とする。
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

- 第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。
  - (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中 止若しくは廃止の日から20日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の 4月30日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

- 第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に 関する法律施行令(昭和35年政令第55号)第14条第1項第2号の規定により厚 生労働大臣が別に定める財産の処分制限期間とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に 定めるもの
- 3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年8月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

# 別表

1 補助事業	2 事業実施主体	3 算定基礎額	4 国庫補助基準額	5 補助対象経費	6 補助率
重度障がい	重度障がい児者	社会福祉施設等施設整備	国庫補助金交付要綱の	算定基礎額から国庫	1/2
児者利用施設	の受け入れを前提	費国庫補助金交付要綱(平成	別表における補助基準額	補助基準額を減じた額	
基盤整備事業	として、生活介護、	17年10月5日厚生労働	に4/3を乗じた額		
	共同生活援助、放課	省発社援第1005003			
	後等デイサービス、	号厚生労働事務次官通知)			
	短期入所事業所の	(以下、「国庫補助金交付要			
	施設整備をする社	綱」という。) の別表におけ			
	会福祉法人等	る対象経費。			
		対象経費における工事費			
		及び工事事務費は、国庫補助			
		に係る協議における対象経			
		費の実支出予定額を限度と			
		する。			

<sup>※</sup> 交付決定された年度の翌年度末までに、正当な理由なく重度障がい児者の受入れがなかった場合は、本事業に係る補助金を返還させることがある。